

災害廃棄物処理等に必要な資機材の提供に関する協定書

青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町及び西多摩衛生組合（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに、災害廃棄物処理等に必要な資機材（以下「資機材」という。）の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（資機材の種類）

第2条 資機材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 照明機器
- (3) 冷房・暖房機器
- (4) 重機
- (5) 仮設トイレ
- (6) 鉄板
- (7) その他、乙が取り扱う資機材であって、甲が必要と認めるもの

（要請の手続）

第3条 甲は、緊急に資機材の調達が必要となったときは、資機材提供要請書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭で要請し、後日改めて文書による要請を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、保有する資機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の受渡し）

第4条 要請に係る資機材の受渡し（以下「受渡し」という。）は、甲が指定する場所において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の営業に支障があるときは、甲乙協議の上、受渡しを行なう場所を定めるものとする。
- 3 甲は、当該引渡場所に甲の職員又は甲の指名するものを派遣し、資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、乙が資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により行う資機材の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。この場合において、資機材の提供に係る費用については、平時における乙の通常価格を基準として、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、前条に規定する費用に係る明細書を作成し、甲に請求するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲と乙いずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を6通作成し、甲と乙両名署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月12日

甲 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市

上記代表者 青梅市長

大勢待利明

甲 東京都福生市本町5番地

福生市

上記代表者 福生市長

加藤 育男

甲 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

羽村市

上記代表者 羽村市長

橋本 弘山

甲 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町

上記代表者 瑞穂町長

杉浦 裕之

甲 東京都羽村市羽4235番地

西多摩衛生組合

上記代表者 西多摩衛生組合管理者

橋本 弘山

乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号 朝日ビルディング7F

株式会社アクティオ

代表取締役社長

八一沼 重人